

令和2年度答申第67号
令和3年1月21日

諮問番号 令和2年度諮問第85号（令和3年1月4日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付
決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項に基づく社会復帰促進等事業としてのアフターケア（以下「アフターケア」という。）に係る健康管理手帳（以下「手帳」という。）の交付を求める申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A労働局長（以下「処分庁」という。）がこれを不交付とする決定（以下「本件不交付決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰

促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができる旨規定し、同項1号は、療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業を掲げている。

- (2) 労災保険法29条2項は、同条1項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定するが、本件不交付決定時、同基準を定める厚生労働省令はない。なお、その後、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険規則」という。）の改正（令和2年厚生労働省令第70号）により、同項1号に掲げる事業として、アフターケアを行うものとする旨の規定（労災保険規則24条）、アフターケアは、障害補償給付又は障害給付の支給の決定を受けた者のうち、厚生労働省労働基準局長が定める要件を満たす者等に対して、保健上の措置として診察、保健指導その他健康の確保に資するものとして厚生労働省労働基準局長が定める措置を行うものとし、当該者に対して手帳を交付するものとする旨の規定（労災保険規則28条1項）及びアフターケアに関しその他必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定める旨の規定（同条2項）が設けられ、令和2年4月1日から施行されている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成23年5月19日、通勤途中で第三者から暴行を受け、受傷し、加療の後、令和元年6月28日に治癒（症状固定）した。症状固定時の傷病名は、小腸（空腸）の消化管狭窄であった。

（意見書の提出について、労働者災害補償保険診断書）

- (2) 審査請求人は、令和元年8月8日、B労働基準監督署長（以下「本件労基署長」という。）に対し、障害給付の支給を請求するとともに、同月14日、処分庁に対し、消化器障害に係る手帳の交付を求めて本件申請をした。

（障害給付支給請求書、健康管理手帳交付申請書）

- (3) 本件労基署長は、令和2年1月30日、障害給付の支給の請求に対し、審査請求人に残存する障害は、労災保険規則別表第1の障害等級表に該当しないとして、不支給とする決定をした。

なお、審査請求人は、令和2年4月22日、C労働者災害補償保険審査

官に対し、上記の不支給決定を不服として審査請求をしたが、同審査官は、同年7月16日、これを棄却する決定をした。

審査請求人は、令和2年9月16日、労働保険審査会に対し、上記の棄却決定を不服として、再審査請求をしている。

((決裁伺) 健康管理手帳の不交付について、労働保険審査請求書(障害給付の不支給決定に係るもの)、決定書(障害給付の不支給決定に係るもの)、労働保険再審査請求書(障害給付の不支給決定に係るもの))

- (4) 処分庁は、令和2年2月6日、本件申請に対し、「貴殿の労働者災害補償保険法による障害補償給付については、B労働基準監督署長より、障害等級表に該当しないため不支給と決定されており、傷病別アフターケア実施要綱のうち、消化器障害に係るアフターケアの対象者とは認められない」との理由を付して、本件不交付決定をした。なお、上記「障害補償給付」は「障害給付」の誤記である。

(健康管理手帳(新規)交付申請に係る不交付決定通知書)

- (5) 審査請求人は、令和2年4月27日、審査庁に対し、本件不交付決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (6) 審査庁は、令和3年1月4日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

現在も障害は残っており、本件不交付決定の理由となっている障害給付の不支給決定は誤りと考える。

(審査請求書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 アフターケアについては、「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領」(平成19年4月23日付け基発第0423002号(最終改正平成28年3月30日付け基発0330第5号)。以下「実施要領」という。)に、運用に係る規定が定められている。
- 2 アフターケアの対象者については、実施要領において、同要領別紙の「傷病別アフターケア実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に定めるところ

によるとされている。

- 3 消化器障害に係るアフターケアの対象者については、実施要綱第19において、「業務災害又は通勤災害により、消化吸収障害等を残す者又は消化器ストマを造設した者であって、労働者災害補償保険法による障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（症状固定した者に限る。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行う」とされており、障害給付の対象となる障害の程度は、労災保険規則別表第1の障害等級表に定められている。
- 4 審査請求人が処分庁に提出した労働者災害補償保険診断書に記載された傷病名は「消化管狭窄」、負傷の部位は「小腸（空腸）」である。

「胸腹部臓器の障害に関する障害等級認定基準について」（平成18年1月25日付け基発第0125002号）において、障害等級に該当する小腸の狭窄を残すものとは、「1か月に1回程度、腹痛、腹部膨満感、嘔気、嘔吐等の症状が認められること」及び「単純エックス線像においてケルクリングひだ像が認められること」のいずれにも該当するものとされている。

審査請求人の主治医は、意見書において、腹部レントゲンではケルクリングひだ像はないとしていることから、小腸に狭窄を残すものとは認められない。また、障害等級に該当する小腸の障害は、他に「小腸を大量に切除したもの」、「人工肛門を造設したもの」及び「小腸皮膚瘻を残すもの」があるが、審査請求人については横行結腸損傷部の修復術を行ったもので小腸の大量切除は行っておらず、人工肛門の造設及び皮膚瘻を残すものに該当しないことから、本件労基署長は、審査請求人に残存する障害は障害等級表に該当する障害とは認められないものと判断した。

- 5 したがって、審査請求人は、労災保険法による障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者に当たらず、実施要綱に定められた要件に該当しないことから、本件不交付決定は妥当であり、本件審査請求には理由がないため、棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。

- 2 本件不交付決定の適法性及び妥当性について

(1) 労災保険法29条1項柱書及び同項1号は、政府が、労災保険の適用事

業に係る労働者等について、社会復帰促進等事業として、被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業を行うことができる旨定めているが、これは、労災保険の適用事業に係る労働者等について、その社会復帰を促進するためのものであり、労働者災害補償保険制度による保険給付を補完するものと解される。被災労働者に対するアフターケアは、上記社会復帰促進等事業の一つとして行われるものであり、実施要綱に定める基準によって行われている。

(2) 本件申請は、消化器障害に係るアフターケアを求めたものである。

実施要綱によれば、消化器障害に係るアフターケアの対象者は、業務災害又は通勤災害により、消化吸収障害等を残す者等であって、労災保険法による障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者とされている。

労働者災害補償保険制度は、被災労働者の治癒（症状固定）までは療養補償給付又は療養給付を行い、治癒後に後遺症の残存する者については障害等級に応じて障害補償給付又は障害給付を行うこととしており、アフターケアは、これらの保険給付を補完するものであるから、実施要綱において、対象者として障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者としているのは、不合理ではない。

そうすると、審査請求人は、治癒後に障害給付を請求したが、不支給決定がなされており、障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者に該当しないので、審査庁の判断は、妥当である。

3 まとめ

以上によれば、本件不交付決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史